

校内LAN整備（男木小・中学校）

委託業務仕様書

令和4年4月

高松市総合教育センター

第一項 業務概要（目的）

男木島の光回線整備完了に伴い、男木小・中学校内のネットワーク環境の再整備を行う。

第二項 履行期間

契約締結日から令和4年8月26日まで

第三項 納品物

本業務における納品物は、以下のドキュメントを業務期間内に紙媒体（2部）及び電子媒体（1部、Adobe Reader 又は Microsoft Office 形式）で提出すること。

（1）納品物

- ア 試験結果報告書（ケーブル試験を含む。）
- イ 図面：作成する図面において、区分・縮尺については本市と協議する。
- ウ 現場写真
- エ パラメータシート
- オ 打合せ資料
- カ 完了届

（2）納品場所

高松市総合教育センター

第四項 履行場所

高松市立男木小・中学校

第五項 業務内容

（1）ネットワーク機器の手配

下表に示すネットワーク機器（同等品可。ただし、質問書により事前承諾を得ること。）を手配すること。

L3スイッチ（基幹スイッチ）	PN36241E（パナソニック製）	1台
スイッチングハブ 8ポート （PoE 給電対応）	LAN-GIGAPOE81（サンワサプライ製）	2台
アクセスポイント	AP-505-JP（Aruba 製）	5台
LANケーブル	必要分	

（2）アクセスポイントの設置

- （ア）無線アクセスポイントは、本業務で手配した個数の範囲内で、不具合なく使用できるよう設置個所を調整すること。
- （イ）体育館にもアクセスポイントを1台設置する。

(3) LAN ケーブルの敷設

- (ア) 既設の収納分電盤内にある既設ネットワーク機器を本業務で手配するネットワーク機器に交換・設置し、HUB 間及び無線アクセスポイント間の LAN ケーブルを Category6A 以上へ張り替えること。
- (イ) 幹線ルートに関しては、原則 10GE に対応した Category6A 以上又は光ファイバケーブルの配線を敷設すること。
- (ウ) 敷設ルートは本市と協議の上決定する。
- (エ) 体育館への敷設は、屋外用のケーブル（メッセンジャ・ワイヤ付き）とすること。
- (オ) 敷設ケーブルの両端に、接続先等をラベリングすること。
- (カ) 事前に現地調査を行うこと。現地調査の結果、必要な場合は以下の内容も実施すること。
 - ① 配線を行う際、区画や壁の貫通工事がある場合は対応すること。
 - ② 露出する場合は、モール等で保護すること。
 - ③ 点検口が追加で必要な場合は設置すること。
- (キ) 既存ケーブルがある場合は撤去すること。
- (ク) LAN 配線が見通し 100m を超える場合は、中継 HUB 設置により延長すること。中継 HUB は受注者負担とする。
- (ケ) 設置に当たり、機器の転倒・転落の防止策やケーブルの抜け防止等を考慮すること。
- (コ) L3 スイッチ及びスイッチングハブは既設の HUB ボックスに收容すること。
- (サ) L3 スイッチからルータ（調達外）間は 2 本配線すること。

(4) 電源工事

- (ア) ネットワーク機器設置に当たって、電源工事が必要な場合は、受注者負担で実施すること。電源盤等の増設や改修が必要と判明した場合は、別途総合教育センターと協議により方針を決定する。
- (イ) 電源の延長が必要な場合は、受注者にて電源タップを準備すること。

(5) 機器設定

- (ア) 校務系・教育系・学習系の各端末が正常に動作するよう、本業務で手配した機器の設定を行うこと。設定内容は他の市立小中学校の設定を踏襲するものとし、具体的な内容は、受注者決定、開示する。
- (イ) 設定する内容は、事前に本市の承認を得た上で実施すること。
- (ウ) 校務系・教育系・学習系の各端末で設定が必要となる場合、本市の指示のとおり設定すること。設定に必要な情報は、受注者決定後、開示する。

(6) 試験

- (ア) 導通試験を実施し、全て合格であること。ケーブル試験を含む。

(7) 既設機器の取扱い

- (ア) 交換した既設機器の取扱いは、総合教育センターの指示に従うこと。処分（廃棄）の場合は、受注者負担で行うこと。

(8) 方針

- (ア) 作業は平日日中帯に実施する。
- (イ) 新たに整備する機器は、全て新品を納入すること。また、購入後の技術的なサポートをメーカーより受けられること。
- (ウ) 検収後 1 年間は、契約不適合があった場合、無償にて対応を行うこと。

第六項 実施要件

- (1) 受注者は、業務の詳細及び該当範囲について、本市と十分に打合せを行い、業務の目的を達成しなければならない。

- (2) 現況を調査した上で、整備を行うこと。
- (3) 作業に当たっては、予め工程表を作成し、本市の承認を受けた後、着手すること。
- (4) 作業中は、常に機械、器具、材料等の整理、整頓に留意し、現場内を清潔かつ安全に保たなければならない。
- (5) 電気・通信設置作業等に当たっては、雑音の影響等に十分注意し、既存設備等に支障をきたさないよう実施すること。
- (6) 作業に伴い、既有部分を汚染又は損傷した場合は本市に報告するとともに、受注業者において既成にならない補修すること。
- (7) 本業務履行のために必要な、関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則受注者において処理すること。手続きにおいて費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

第七項 業務実施における留意事項

- (1) 受注者は、既存図面及びその他業務に必要な資料を、受注者に貸与する。

第八項 その他

本仕様書に記載なき事項についても、当然必要と認められるものについては、仕様書の意図する内容を十分満足するよう、受注者の責任において実施してください。

以上